

【施工ありの場合必須】 期日:利用開始日の2週間前まで

申請日:

床面工事 施工届出書

利用日	～			
催事名				
展示館				
申請者	会社名		担当者	
	TEL		Mail	

< 工事基本情報 >

工事期間	～			
工事概要				
工事場所				
工事業者名	会社名		現場責任者	
	TEL		Mail	
工事詳細	※図面を添付してください			

『インテックス大阪利用案内』をご利用開始前に必ず確認し遵守ください。(第5章 8. 床面工事と使用 等)

<https://www.intex-osaka.com/jp/organizer/guide/download/#rivouannai>

『インテックス大阪利用案内』 第5章 8. 床面工事と使用 (抜粋)

- (1) 利用者は、床面工事施工届出書・アンカー図面(アンカー打設場所・アンカーボルトのサイズ・本数が明示された図面)を提出ください。無届の床面工事があった場合は、1本あたり5,000円の違反金を利用者より直接申し受けます。
- (2) アンカーボルト打設はアスファルト部分のみとします。φ 16mm以内、シールド深さ60mm以内の芯棒打ち式のアンカーのみ打設可能です。
ただし、以下のアスファルト部はアンカーボルトを打設できません。
 ①1～5号館Aゾーン：床ピットコンクリート縁石端部から300mm以内
 ②6号館A・Bゾーン：メインピット及びサブピット端部から500mm以内
 また、5号館Bゾーン、6号館C・Dゾーン床面はコンクリート構造のため、アンカーボルトの打設は全面禁止です。
- (3) 床面復旧工事(アスファルト)は、復旧(修復)の範囲程度等を協議のうえ、利用者が直接工事業者に発注、利用期間内に完工し、防災センター立会検査のうえ引き渡すものとします。
- (4) アンカーボルトは完全に抜き取り(頭飛ばし不可)アスファルト系路床材の充填・転圧を行い、原状復旧してください。利用期間内に現状復旧が確認できない場合は、1本あたりの補修費10,000円と、その施工に必要な現場管理費と諸経費等を利用者より直接申し受けます。また、規定違反により、以降の別の主催者への貸出に支障が生じる場合は、別途違反金を申し受ける場合があります。